仕様書（企画提案用）

Ⅰ．事業名：

鎌倉・藤沢エリアにおける旅行者の意識と行動変容への取組みに関する実証事業

Ⅱ．事業の目的：

神奈川県の鎌倉・江の島周辺は、訪日外国人旅行者にとっても非常に人気のエリアとなっており、一部エリアにおいては混雑による道路渋滞や、鉄道・バス等公共交通機関への影響、また、ごみのポイ捨て等、来訪者のマナーに関する迷惑行為等で地域住民生活への影響も生じるなど課題となっている。

そこで当事業では、効果的な啓発ツールの導入と情報発信により来訪者の自発的な行動変容（新たな周遊促進）を促すことにより、特定エリアへの過度な集中を抑制し、人流の分散・平準化を図り、結果として該当エリアの混雑緩和、観光満足度の向上および地域住民の課題解決につなげることを目的とする。

Ⅲ．事業概要：

鎌倉・江の島周辺の混雑緩和を目的とし、効果的なツールの提供と情報発信により、既存のルートに加え新たな周遊ルートを啓発することで、来訪者の自発的な行動変容に繋げることを目指す。当検証により、具体的な周遊ルートの構築や、効果的な情報発信手法についての有効性を検証する。訪日外国人旅行者および国内旅行者の双方を対象とし、混雑緩和により来訪者と住民の双方にメリットがあり、快適で満足度の高い持続可能な観光地の実現を目指す。

Ⅳ．業務内容

（１） <u>現状の把握と課題の整理</u>

①現状の把握（既存の定量データおよび定性的分析による）

※参考：観光に関する定量的・定性的データの収集・分析及び住民理解促進に関する調査【鎌倉市】報告書（令和２年３月 関東運輸局実証事業）

https://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/content/000163304.pdf

②既に行われている混雑対策やツールの整理・分析

③当事業への反映・連携（既存取組み施策の認知向上含む）

（２） <u>行動変容プラン（キャンペーン計画）の作成</u>

①行動変容により目指す新たな周遊ルートの開発

②具体的な導入計画の策定と現地との調整・協議

③新たなルート促進のための啓発ツールの導入

④推進キャンペーンの実施

⑤効果的な PR・情報発信手法の検証・確立

（３） <u>計画の実行と効果検証</u>

①実施時期／回数

・該当エリアにおいて、ゴールデンウィークをはじめ旅行者が集中すると思われる時期を対象とし、複数回に渡り検証を行う。

②実施場所：鎌倉市・藤沢市エリア
※具体の時期・検証地点は、事業者特定後に関係者と協議のうえ詳細決定する。
③効果検証
・定量データ（例：入込客数や人流ビックデータ、駅・鉄道の利用客数の動向等）と、定性データ（関係者ヒアリングや利用者アンケート等）の両面からその効果を検証すること。

（４）とりまとめと報告書の作成
①結果については地元（*協議会メンバー）とも結果を共有すること。
*協議会：鎌倉市・藤沢市エリアにおけるオーバーツーリズム未然防止・抑制に向けた協議会
②報告書の作成

Ⅴ．提案にあたり留意すべき事項

企画の提案にあたっては、説明書の２.「提案書の作成」に則り、上記（１）～（４）に掲げる業務内容を踏まえ、その具体的な内容、実施方法、設定の根拠、留意点等を明示すること。その際、以下の項目については特に留意し提案に含めること。

また、より効果的と思える提案がある場合には、当仕様の記載に関わらず積極的に提案に含めること。

（１）現状の把握と課題の整理
・現地では既に混雑に対する取組みや対策も講じられているところ（参考：観光に関する定量的・定性的データの収集・分析及び住民理解促進に関する調査【鎌倉市】報告書（令和２年３月 関東運輸局実証事業））、現地の状況と課題を整理のうえ、当事業の計画に落とし込むこと。

（２）行動変容プラン（キャンペーン計画）の作成
①行動変容により目指す新たな周遊ルートの開発
・ルート設定の狙いと根拠を明確にすること。
（なぜそのルートが魅力的なのか・どのようなコンテンツやインセンティブが設定可能なのか 等）
・現状の人流動向との違いと効果見込みを明確にすること。
（現状どこがどのように混雑しており、それをどのように分散させるのか、具体的な効果見込みとプランニング）

②具体的な導入計画の策定と現地との調整・協議
・必要な関係者との情報共有、連携をとりつつ事業を進めること。（自治体、交通事業者、観光協会、地元商店会 等）
・必要に応じ、都度その同意を得ながら事業の遂行にあたること。

③新たなルート促進のための啓発ツールの導入
・行動変容を促すためのツール案として、複数のアイデアを提案すること。
・ツールの開発にあたっては、単発の効果を狙った検証用ではなく、次年度以降も継続的に地元で運用できることを考慮した持続可能な内容とすること。

④推進キャンペーンの実施

・周遊ルートを認知、促進させるためのキャンペーン計画について具体的な案を提示すること。（時期／場所／インセンティブ／展開方法 他）

・推進キャンペーンの企画にあたっては、たとえば割引クーポンなど単発での効果が期待される施策のみに頼るのではなく、次年度以降も継続的に地元で運用できることを考慮した持続可能な内容とすること。

⑤PR、情報発信手法の検証・確立

・効果的な情報発信のための媒体選定、PR 手法、展開方法について具体的に提示すること。

（３）計画の実行と効果検証

・検証時期／回数／期間／場所等について具体的な詳細プランを提案すること。

・時期については、旅行者が集中すると思われる時期を対象に検証を実施することとし、具体的な日程案とその設定根拠を明確にすること。

・何を以て『効果』とするのか、効果検証のためのＫＰＩ(指標)とそれを得るための具体的な手法について説明すること。

（４）とりまとめと報告書の作成

・検証結果を踏まえ、次年度以降の更なる取組につなげるための課題や提言を含む内容とすること。

Ⅵ．その他の留意事項：

１．本業務の進捗に滞りが生じないよう、運営・管理・庶務を行うこと。

２．写真やデータの保存等の方法を用いて業務の実施状況を逐次記録すること。

３．実施にあたっては当局と十分に協議を行いながら進めることとし、作業内容及び仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度当局と協議の上、その指示に従い作業を進めること。また、仕様書に定めの無い事項についても同様とする。

４．当局と連絡調整等を常態的に行えるよう、優れた経験及び能力を有する者であって、本業務の遂行に適当な者を担当者に据えること。

５．業務状況の定期的な報告に加え、当局は契約期間中いつでもその進捗状況の報告を求めることができる。

６．本業務に使用する映像、画像、写真、その他の資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、又は第三者との関係において権利関係に疑義が生じた場合、著作権その他知的財産権に関する手続き、使用権料等に係る権利処理は、受注者の負担と責任で行うこと。

７．本業務に使用する映像、画像、写真、その他の資料等について、第三者による無断転載、アフィリエイト又はこれらに類する行為を禁止する措置を講じること。

８．成果物（納品成果物の他、原則として、本業務の過程において生じた制作物等も含む。以下同じ。）に係る全ての著作権は、本業務の完了をもって当局に帰属する。

９．当局に帰属した成果物について、当局は、第三者に権利が留保されるものを除き、受注者その他の関係者の許可なく無償で変形・加工等を行い、使用することができる。

10．成果物に係る著作者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また、受注者

は成果物の制作等に関与した全ての者について著作権を主張させず、その著作者人格権についても行使させないこと。

11. 成果物が契約の内容に適合しない場合、受注者において修正等の必要な措置を講じること。

12. 成果物の作成等においては、グリーン購入法の判断の基準等に基づき、環境負荷の低減に配慮すること。

13. 成果物の納品にあたっては、事前に監督職員の承認を得ること。

14. 本業務で扱うこととなる個人情報の管理は適正に実施すること。また、当局の承認なく、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならず、その他の目的に使用してはならない。本業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。

15.「説明書」に基づき提出した情報取扱者名簿及び情報管理体制図における履行体制を確保すること。記載した情報に変更がある場合、「説明書」の記載に基づき必要な手続きを行うこと。

16. 本業務における緊急時の連絡体制を構築し、必要に応じて情報を共有すること。

17. 本業務の遂行にあっては、当局の求めに応じ、可能な限り他の観光施策と相乗効果が得られるよう努めるものとする。

18. 上記の規定は、受注者が本業務の一部を第三者に委託する場合、当該の第三者においても適用される。この場合、受注者は自己の負担と責任で当該第三者との間で必要な調整を行うこと。

Ⅶ. 納品成果物：

1. 成果物の作成

（1）提出物

①事業報告書（本編）

②事業報告書（概要版）

※紙および電子媒体により、各４部ずつ。

③事業概要と結果を記した、まとめのポンチ絵

※A4 横一枚

④Ⅳ.（2）③で導入したツールに係るデータ等一式（HTML ファイル、プログラムデータ、画像ファイル等）

①～④の報告書等の電子データを CD 又は DVD に格納し、Microsoft Word、Microsoft Excel、Power Point において編集可能ないずれかのファイル形式及び PDF 形式の両方で保存するものとする。

※CD 等はグリーン購入法の判断の基準等に基づき環境負荷の低減に配慮すること。

（2）提出期限

令和７年（２０２５年）2月２８日（金）

（3）提出先

関東運輸局 観光部観光企画課

住所：神奈川県横浜市中区北仲通５－５７　横浜第２合同庁舎内

電話：045-211-1255

以上